

## 奈良県における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等認定要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条の規定に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「環境負荷低減事業活動実施計画」という。）及び法第21条の規定に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）の認定について、法施行令（令和4年政令第229号）、法施行規則（令和4年農林水産省令第42号）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動等を定める告示（令和4年農林水産省告示第1413号及び第1414号）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和4年9月15日付4環パ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び奈良県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下あわせて「実施計画」という。）の作成)

第2条 環境負荷低減事業活動実施計画のうち法第2条第4項1の規定に基づく事業活動を行う場合の様式は、別記奈良県様式第1号とする。

なお、実施状況報告とあわせて再申請を行う場合は、別記奈良県様式第2号を用いることができる。

また、過去に持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けた者が、実施状況報告とあわせて環境負荷低減事業活動実施計画の申請を行う場合は、別記奈良県様式第3号を用いることができる。

2 環境負荷低減事業活動実施計画のうち法第2条第4項2及び3の規定に基づく事業活動を行う場合の様式はガイドライン別記様式第7号又は別記奈良県様式第1号及び2号に準ずる様式とし、特定環境負荷低減事業活動実施計画の様式はガイドライン別記様式第8号とする。

3 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の両方の認定を申請する場合の様式は、ガイドライン別記様式第9号とする。

4 農林（農業）振興事務所は、実施計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導又は助言を積極的に行うものとする。

5 農業者以外（畜産業者、林業者、漁業者）の実実施計画については、農業水産振興課が所管課と調整を行い、必要に応じて指導又は助言を依頼するものとし、申請窓口及び実施計画の認定基準等の具体的運用については協議の上決定する。

### (実施計画の申請)

第3条 実施計画の認定を受けようとする農業者は、認定申請書を作成の上、個人情報取扱いにかかる同意書（ガイドライン別記様式第29号）を添付し、所轄の農林（農業）振興事務所長に提出するものとする。

2 認定申請書を受理した農林（農業）振興事務所長は、技術的な妥当性等を検討し、実施計画に対する意見書（別記奈良県様式第4号）を添付し、知事に対して副申すものとする。

### (実施計画の認定基準)

第4条 実施計画の認定基準は、基本方針、基本計画及びガイドラインに照らし適切であることとする。

2 法第2条第4項1の規定に基づく事業活動については、奈良県持続農業導入指針に照らし適切であることとし、環境負荷低減事業活動を実施する対象品目の取組面積が、当該品目の作付面積の概ね2分の1以上を占めていることを認定基準とする。

なお、奈良県持続農業導入指針が定められていない品目の認定基準は、別紙1の通りとする。

3 法第2条第4項の2及び3の規定に基づく事業活動の認定基準は、別紙2の通りとする。

#### (実施計画の認定)

第5条 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第21条第17項の規定に基づき関係市町村長の意見を聴取する。

2 実施計画を認定したとき、又は実施計画の変更を認定したときは、知事は農業者、農業者が居住する市町村の長及び所轄の農林（農業）振興事務所に通知する。

#### (実施計画の変更)

第6条 農業者が法第20条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき、実施計画を変更しようとするときは、変更に係る認定申請書（ガイドライン別記様式第20号）を作成の上、所轄の農林（農業）振興事務所長へ提出し、知事の認定を受けなければならない。

また、法第20条第2項又は法第22条第2項の規定に基づき、実施計画の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更に係る届出書（ガイドライン別記様式第22号）を作成の上、所轄の農林（農業）振興事務所長へ提出し、知事へ届け出るものとする。

#### (実施計画の取消)

第7条 農業者が認定を受けた実施計画を取り消す場合は、所轄の農林（農業）振興事務所を経由して、知事へ届け出るものとする。

2 農業者から実施計画の取消の届出があった場合、又は法第20条第3項又は法第23条第3項の規定に基づく認定の取消を行う場合は、知事は農業者、農業者が居住する市町村の長及び所轄の農林（農業）振興事務所長に通知する。

#### (報告徴収)

第8条 農業者は、次のいずれかの場合に実施計画の実施状況報告書（別記奈良県様式第5号、ただし計画の再申請とあわせて申請する場合は別記奈良県様式第3号によることができる）を作成し、所轄の農林（農業）振興事務所長を通じて知事に提出するものとする。

なお、ガイドライン第4の6の認定計画のフォローアップについては、当該者に対する聞き取り等を通じて行うものとし、実施計画に基づき事業活動を行っていないと認められる場合は、二の報告を求めるものとする。

一 実施計画の認定期間が終了する場合。

二 知事から実施状況について報告を求められた場合。

2 報告書を受理した農林（農業）振興事務所長は、知事に進達する。

#### (その他)

第9条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定めるものとする。

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月17日に改正する。

この要領は、令和6年9月17日に改正する。

この要領は、令和7年3月25日に改正する。

(別紙1)

「奈良県持続農業導入指針」が定められていない品目の認定基準

### 第1 実施内容（導入する生産方式）

旧「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第2条の各号に掲げる技術（有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術）のすべてを実施すること。

### 第2 環境負荷の低減の目標指標

有機質資材の施用量、化学肥料由来窒素施用量及び化学農薬使用回数（成分）

### 第3 認定基準

- 1 有機質資材の施用量について、「奈良県たい肥施用基準」を踏まえ、適切に施用する目標を設定していること。
- 2 化学肥料由来窒素施用量及び化学農薬使用回数（成分）について、「奈良県の慣行レベル」の概ね3割以上を削減する目標を設定していること。  
なお、「奈良県の慣行レベル」が定められていない品目のうち、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）第4の1の（8）のイに基づき、通常の営農管理において化学肥料及び化学合成農薬が使用されていることを県が判定した品目については、化学肥料由来窒素施用量及び化学農薬使用回数（成分）を0とする目標を設定していること。
- 3 実施内容について、1及び2の目標達成に向けて適切であると認められること。
- 4 対象品目の取組面積が、当該品目の作付面積の概ね2分の1以上を占めていること。

(別紙2)

法第2条第4項の2及び3の規定に基づく事業活動の認定基準

第1 法第2条第4項の2 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

1 施設園芸における省エネルギー化の取組

(1) 対象品目

施設園芸により栽培を行う農作物

(2) 実施内容（導入する生産方式）

次に掲げる設備導入又は取組のうち1つ以上を実施すること。

- ① ヒートポンプの導入
- ② 外張多重化設備の導入
- ③ 内張多層化設備（2層・3層カーテン）の導入
- ④ 循環扇の導入
- ⑤ その他省エネルギー設備の導入
- ⑥ 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」の実践

(3) 環境負荷の低減の目標指標

化石燃料の使用量

(4) 認定基準

- ① 化石燃料の使用量が導入前の概ね10%以上を削減する目標を設定していること。
- ② 実施内容について、①の目標達成に向けて適切であると認められること。
- ③ 対象品目の取組面積が当該品目の作付面積の概ね2分の1以上を占めていること。

2 1以外の取組にかかる認定基準は、別途定めるものとする。

第2 法第2条第4項の3 環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動

1 土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動（令和4年9月15日付け農林水産省告示第1413号 第1号）

(1) 対象品目

土壌を使用しない栽培技術を用いて栽培を行う農作物

(2) 実施内容（導入する生産方式）

次に掲げる技術のうち、すべてを実施すること。なお、②及び③については奈良県持続農業導入指針に定める生産方式に準じること。

- ① 土壌を使用しない栽培技術、② 化学肥料低減技術、③ 化学農薬低減技術

(3) 環境負荷の低減の目標指標

化学肥料由来窒素施用量及び化学農薬使用回数（成分）

(4) 認定基準

- ① 奈良県持続農業導入指針に定める「目標のめやす」に準じて目標を設定していること、又は栽培技術指針等に定める標準的な化学肥料施用量、化学農薬使用回数の概ね3割以上を削減する目標を設定していること。
- ② 実施内容について、①の目標達成に向けて適切であると認められること。
- ③ 対象品目の取組面積が当該品目の作付面積の概ね2分の1以上を占めていること。

2 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を、農地又は採草放牧地に施用して行う生産方式による事業活動（令和4年9月15日付け農林水産省告示第1413号 第3号）

(1) 対象品目

農地において栽培を行う農作物

(2) 実施内容（導入する生産方式）

対象品目の栽培期間の前後のいずれかにバイオ炭（燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物）を施用し、以下の要件をすべて満たす取組。

- ① 10アール当たり概ね50キロ以上（又は概ね500リットル以上（施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限る。））の炭を施用すること。なお、「バイオ炭の施用量上限の目安について」（農林水産省ホームページ）等を踏まえ、過剰な施用により作物の生育に影響が生じないよう留意すること。
- ② 塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれている炭を使用しないこと。
- ③ 自ら製造した炭を施用する場合は、農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来のものを原料として、当該原料を市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化した炭を使用すること。なお、自ら炭を製造する際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定の適用を受けることがあるため、市町村に確認を行うこと。

(3) 環境負荷の低減の目標指標

バイオ炭の施用量

(4) 認定基準

- ① バイオ炭を10アール当たり概ね50キロ以上（又は概ね500リットル以上（施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限る。））施用する目標を設定していること。
- ② 実施内容について、(2)の要件を満たしており、適切であると認められること。
- ③ 対象品目の取組面積が当該品目の作付面積の概ね2分の1以上を占めていること。

3 1及び2以外の事業活動にかかる認定基準は、別途定めるものとする。